職員の懲戒処分について

品川区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり 公表します。

記

【公金の紛失】

1 発生年月日

令和5年9月1日(金)から9月16日(土)までの間

2 被処分者

所属:子ども未来部

役職:係長級 年齢:55歳

3 処分内容

戒告

4 処分年月日

令和6年2月22日(木)

5 処分に係る事案の内容

令和5年9月16日(土)、八潮児童センターにおいて、ボランティアに対して謝礼金(現金)を支払おうとしたところ、金庫に保管していた現金22,100円の内、9,900円が紛失していることが判明したが、被処分者は現金の取扱責任者でありながら、保管・支出にあたり区が定める手順に沿った運用を適切に行っていなかった。

6 その他

被処分者を管理・監督する立場である管理責任者(課長級職員)についても、同日付けで訓告処分とした。